

## &lt;基本情報①(自治体情報)&gt;

都道府県市名	三重県		
高校入試 担当部署名	三重県教育委員会事務局高校教育課キャリア教育班		
TEL	059-224-2913	FAX	059-224-3023
URL	<a href="http://www.pref.mie.lg.jp/common/04/ci400002348.htm">http://www.pref.mie.lg.jp/common/04/ci400002348.htm</a>		

## &lt;基本情報②(担当した有志の会メンバー情報)&gt;

調査担当者名	藤川 純子(四日市市立笹川小学校)
--------	-------------------

## &lt;全国一覧掲載情報&gt;

I 全日制高校について				II 定時制高校について			
A.外国人生徒		B.中国帰国生徒等		C.外国人生徒		D.中国帰国生徒等	
A2.措置	A3.枠	B2.措置	B3.枠	C2.措置	C3.枠	D2.措置	D3.枠
○	○	○	○	○	○	○	○
	①定員内		①定員内		①定員内		①定員内

## 調査した人から、関係者の皆さんへお知らせ

1.外国人生徒の高校入試などについて、近くで相談できる場所	伊賀の伝丸 <a href="https://www.tsutamaru.or.jp/">https://www.tsutamaru.or.jp/</a> 愛伝舎 <a href="http://aidensha.sub.jp/">http://aidensha.sub.jp/</a>
2.多言語による関連情報	高校進学ガイダンス ガイドブック [編集] 三重県教育委員会、(公財)三重県国際交流財団 <a href="http://www.mief.or.jp/jp/guidance_guidebook.html">http://www.mief.or.jp/jp/guidance_guidebook.html</a>
3.その他	桑名・四日市・鈴鹿・亀山・伊賀・津・松阪の各市で、多言語高校進学セミナーを開催しています。いずれも主催は市教育委員会です。

## I 全日制高校について

		A.外国人生徒	B.中国帰国生徒等
1.2020年度中について、外国人生徒や中国帰国生徒等の在籍の有無		有	把握せず
2-1.2021年度的一般入試において、外国人生徒もしくは中国帰国生徒等が受けられる入試特別措置の有無		○	○
2-1が有(○印)の場合その名称		海外帰国生徒・外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜	海外帰国生徒・外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜
2-2.滞日年数制限		入国後の在日期間が6年以内	帰国後3年以内
2-3.措置の内容		〔後期選抜〕 ・学力検査の教科を減じる。 ・高等学校長の判断により、作文と面接の使用言語を母語(または英語)又は日本語により実施できる。	〔後期選抜〕 ・学力検査の教科を減じる。 ・高等学校長の判断により、作文と面接の使用言語を母語(または英語)又は日本語により実施できる。
3-1.2021年度の入試において、外国人生徒もしくは中国帰国生徒等を対象とした特別入学枠の有無		○	○
3-1が有(○印)の場合その名称		海外帰国生徒・外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜	海外帰国生徒・外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜
3-2.滞日年数制限		入国後の在日期間が6年以内	帰国後3年以内
3-3.入学枠のある学校数/全学校数		16校 / 全校 54校	16校 / 全校 54校
3-4.学校名		いなべ総合学園高等学校、川越高等学校、飯野高等学校、津西高等学校、津東高等学校、久居高等学校、名張高等学校、名張青峰高等学校、松阪商業高等学校、飯南高等学校、昴学園高等学校(前期選抜のみ)、宇治山田商業高等学校、鳥羽高等学校、尾鷲高等学校、木本高等学校、紀南高等学校	いなべ総合学園高等学校、川越高等学校、飯野高等学校、津西高等学校、津東高等学校、久居高等学校、名張高等学校、名張青峰高等学校、松阪商業高等学校、飯南高等学校、昴学園高等学校(前期選抜のみ)、宇治山田商業高等学校、鳥羽高等学校、尾鷲高等学校、木本高等学校、紀南高等学校
3-5.定員	①定員内(枠内)	5人以内(飯野高等学校については10人以内) (海外帰国生徒と合わせて)	5人以内(飯野高等学校については10人以内) (外国人生徒と合わせて)
	②定員外(枠外)		
3-6.特別枠の定員数は明確となっており、かつその数まで合格を認めているか(定員数内で不合格を出さない内規等があるか)		△	△
3-7.試験内容		〔前期選抜〕面接又は「自己表現」、作文又は小論文、実技検査及び学力検査等のうち、高等学校が指定した項目 〔後期選抜〕作文と面接、学力検査(高等学校長の判断により課することができる)	〔前期選抜〕面接又は「自己表現」、作文又は小論文、実技検査及び学力検査等のうち、高等学校が指定した項目 〔後期選抜〕作文と面接、学力検査(高等学校長の判断により課することができる)
備考		受検者数等は非公表	受検者数等は非公表

## Ⅱ 定時制高校について

		C.外国人生徒	D.中国帰国生徒等
1.2020年度中について、外国人生徒や中国帰国生徒等の在籍の有無		有	把握せず
2-1.2021年度の一般入試において、外国人生徒もしくは中国帰国生徒等が受けられる入試特別措置の有無		○	○
2-1が有(○印)の場合その名称		海外帰国生徒・外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜	海外帰国生徒・外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜
2-2.滞日年数制限		入国後の在日期間が6年以内	帰国後3年以内
2-3.措置の内容		〔後期選抜〕 ・学力検査の教科を減じる。 ・高等学校長の判断により、作文と面接の使用言語を母語(または英語)又は日本語により実施できる。	〔後期選抜〕 ・学力検査の教科を減じる。 ・高等学校長の判断により、作文と面接の使用言語を母語(または英語)又は日本語により実施できる。
3-1.2021年度の入試において、外国人生徒もしくは中国帰国生徒等を対象とした特別入学枠の有無		○	○
3-1が有(○印)の場合その名称		海外帰国生徒・外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜	海外帰国生徒・外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜
3-2.滞日年数制限		入国後の在日期間が6年以内	帰国後3年以内
3-3.入学枠のある学校数/全学校数		2校 / 全校 11校	2校 / 全校 11校
3-4.学校名		北星高等学校、みえ夢学園高等学校	北星高等学校、みえ夢学園高等学校
3-5.定員	①定員内(枠内)	5人以内(海外帰国生徒と合わせて)	5人以内(外国人生徒と合わせて)
	②定員外(枠外)		
3-6.特別枠の定員数は明確となり、かつその数まで合格を認めているか(定員数内で不合格を出さない内規等があるか)		△	△
3-7.試験内容		〔前期選抜〕面接又は「自己表現」、作文又は小論文、実技検査及び学力検査等のうち、高等学校が指定した項目 〔後期選抜〕作文と面接、学力検査(高等学校長の判断により課すことができる)	〔前期選抜〕面接又は「自己表現」、作文又は小論文、実技検査及び学力検査等のうち、高等学校が指定した項目 〔後期選抜〕作文と面接、学力検査(高等学校長の判断により課すことができる)
備考		受検者数等は非公表	受検者数等は非公表

## Ⅲ 高校入学後の状況

1.日本語指導が必要な生徒に対して、入学後の日本語や教科の支援(補習等)にかかわる当該自治体の施策の有無	有
2.有の場合、その施策の内容	日本語指導のための非常勤講師等の配置、通訳・翻訳業務の支援
3.2020年度の入試について、直接来日後の外国籍の受験者(外国において、学校教育における9年の課程を修了した者)の有無	把握せず
4.2019年度中に、直接来日後による編入学者の有無	有 1人

## Ⅳ 日本国内にある外国人学校からの入学について

	↓ 記入欄	備考
1-1.各種学校の認可を得た外国人学校の中等部の卒業生について、一般の受験(受検)資格とは別に高校受験(受検)者資格を認めているか否か	×	文部科学省「高等学校入学資格Q&A」より
1-2. 1-1で認めている場合 ①外国人学校中等部の卒業生には、そのまま他の生徒と同様に高校入学者選抜の受験(受検)を認めている(外国人学校の指定その他の条件を付している場合はその条件を記載) ②学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認を、中卒認定試験・外国人特別入試等とは別途、高校入試に先立って行っている。 ③上記②を実施しておらず、外国人特別入試等を実施し、この合格をもって学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認としている。 ④その他(方法を備考欄に記入)		
2-1.各種学校ではないが、本国政府の認可を得た外国人学校の中等部の卒業生について、一般の受験(受検)資格とは別に高校受験(受検)者資格を認めているか否か	×	文部科学省「高等学校入学資格Q&A」より
2-2. 2-1で認めている場合 ①外国人学校中等部の卒業生には、そのまま他の生徒と同様に高校入学者選抜の受験(受検)を認めている(外国人学校の指定その他の条件を付している場合はその条件を記載) ②学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認を、中卒認定試験・外国人特別入試等とは別途、高校入試に先立って行っている。 ③上記②を実施しておらず、外国人特別入試等を実施し、この合格をもって学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認としている。 ④その他(方法を備考欄に記入)		
3.上記のⅠⅡ特別措置と入学枠での滞日年数制限について、日本国内にある外国人学校の在籍期間は、日本での在住期間に含むか否か		
4.外国人学校の中等部の卒業生について、2020年度入試において受験(受検)希望があったか	△	把握せず